

平成 30 年

第 1 回臨時輪之内町議会議録

平成 30 年 5 月 11 日 開会
平成 30 年 5 月 11 日 閉会

輪之内町議会

第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月11日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長選挙	4
副議長辞職の件	7
副議長選挙	7
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	9
安八郡広域連合議員の選挙	10
議案上程	11
町長提案説明	11
議第23号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第24号（提案説明・質疑・討論・採決）	21
閉会	24
会議録署名議員	25

平成30年 5 月11日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成30年 5 月11日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 議案上程
- 日程第8 町長提案説明
- 日程第9 議第23号 専決処分の承認について
輪之内町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第24号 専決処分の承認について
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第10までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	住民課長	野村みどり
福祉課長	菱田靖雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。全員出席でありますから、平成30年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、1番 上野賢二君、8番 森島光明君を指名します。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りといたします。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成29年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時34分 再開)

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 田中政治君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長（高橋愛子君）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

（議長 田中政治君退場）

○副議長（高橋愛子君）

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長、朗読をお願いします。

○議会事務局長（中島広美君）

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。平成30年5月11日、輪之内町議会議長 田中政治。輪之内町議会副議長様。以上
です。

○副議長（高橋愛子君）

お諮りします。

田中政治君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、田中政治君の議長の辞職を許可することに決定しました。

田中政治君の入場を求めます。

（6番 田中政治君入場）

○副議長（高橋愛子君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○副議長（高橋愛子君）

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、古田東一君、小寺強君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

(投票用紙配付)

○副議長（高橋愛子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（高橋愛子君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票をお願いいたします。

2番 古田東一君、5番 小寺強君、6番 田中政治君、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君。

(投票)

○副議長（高橋愛子君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上野賢二君、古田東一君、小寺強君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（高橋愛子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、田中政治君 4 票、森島光明君 2 票、北島登君 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.00 票です。

したがって、田中政治君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（高橋愛子君）

ただいま議長に当選されました田中政治君が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

田中政治君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

田中政治君。

○6 番（田中政治君）

先ほどは議長選挙におきまして当選をさせていただきました。ありがとうございます。

これからは、開かれた議会、また活力ある輪之内のために、皆様と一緒に一丸となつて努力をさせていただきたいと思っております。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、就任の御挨拶並びに御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高橋愛子君）

田中政治議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 48 分 休憩)

(午前 9 時 49 分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 高橋愛子君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(田中政治君)

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって高橋愛子君の退場を求めます。

(副議長 高橋愛子君退場)

○議長(田中政治君)

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(中島広美君)

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。平成30年5月11日、輪之内町議会副議長 高橋愛子。輪之内町議会議長様。

○議長(田中政治君)

お諮りします。

高橋愛子君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、高橋愛子君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

高橋愛子君の入場を求めます。

(4番 高橋愛子君入場)

○議長(田中政治君)

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○議長(田中政治君)

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○議長（田中政治君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（田中政治君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（田中政治君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

2番 古田東一君、4番 高橋愛子君、5番 小寺強君、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君、最後に田中政治です。

(投票)

○議長（田中政治君）

投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

北島登君、森島光明君、森島正司君は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（田中政治君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票。

有効投票のうち、高橋愛子君 4 票、上野賢二君 2 票、森島正司君 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.00 票です。

したがって、高橋愛子君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（田中政治君）

ただいま副議長に当選されました高橋愛子君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

高橋愛子君、あなたは副議長に当選をされました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

高橋愛子君。

○4 番（高橋愛子君）

ただいま皆様の御支援により副議長という要職につかせていただきました。議長をサポートしながら、一生懸命、皆様、議員各位さんの御支援により、一生懸命務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（田中政治君）

日程第 4 から日程第 6 までを一括議題といたします。

暫時休憩します。

(午前 9 時 59 分 休憩)

(午前 10 時 50 分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第 4、常任委員会委員の選任及び日程第 5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をいたします。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

議会運営委員会委員には、北島登君、森島正司君、森島光明君、古田東一君を指名いたします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定をいたしました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○議長(田中政治君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長 古田東一君、副委員長 小寺強君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 森島正司君、副委員長 小寺強君です。

議会運営委員会は、委員長 北島登君、副委員長 森島正司君です。

○議長(田中政治君)

日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

安八郡広域連合議員には、田中政治、高橋愛子君、森島正司君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第7、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第8、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

新緑の青葉が茂られる季節を迎えました。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、平成30年度もスタートしてから1カ月余りが経過をいたしました。3月議会で御承認いただきました予算に基づいて、各種事務事業を執行しているところでございますが、今後とも、よりスピードアップを図りながら、確実に進めてまいります。

さて、国政に目を向けますと、文部科学省、防衛省、厚生労働省と、文書の隠蔽やリーク、データ隠しが立て続けに発覚し、また財務省では、国税庁長官の辞任だけでは済まず、事務次官が記者へのセクハラ疑惑で辞任に追い込まれるという事態、現在の政権の危うさを象徴しているのかなど、そんな感じを受けております。さらに、18日間の国会審議の拒否という事態によりまして、世間の批判の矛先が野党にも向けられるような状況になりまして、政治不信が深刻な状況に陥り、国政の先行きは非常に不透明と言わざるを得ないと思います。

一方、外交では、先日、米国と北朝鮮の米朝首脳会談の日程と開催が決まったと報道されております。つい半年前とは予想だにできなかった急展開というふうに受けとめております。

政府も、与野党も、国会の現状を深刻に受けとめ、正常化に向けて対処され、国際社会における潮流に立ちおくれることのないように望むばかりでございます。

さて、先ほどは、議長を初め議会の構成も行われ、体制が確立をされました。今後とも、議会と執行部との連携を密にしながら、住民本位の行政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案の提案理由について御説明を申し上げます。提出議案は、専決処分関係2件でございます。

議第23号の専決処分の承認については、地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

続いて、議第24号の専決処分の承認につきましては、国民健康保険税における課税限度額の引き上げや減額措置に係る軽減判定所得の見直しにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第23号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、御説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第23号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成30年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めます。平成30年5月11日提出、輪之内町長。

次のページ、2ページが専決処分書でございます。

それでは、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町税条例等の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めます。

改正の主なものにつきましては、個人の町民税の非課税範囲の拡大と所得要件の見直し、固定資産税の特例措置の適用拡大、住宅ローン減税など従来の制度の適用期間の延長、たばこ税の区分と税率の段階的な引き上げ、及び法律改正による条項のずれ、字句等の改正でございます。

では、新旧対照表で主な改正部分につきまして御説明させていただきます。

お手元の新旧対照表の1ページをお開きください。

こちらは第1条による改正でございます。

初めに、個人課税に係る改正でございます。平成30年度の税制改正で、個人の働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする改正となっております。

次のページ、めくっていただいて2ページをごらんください。

第17条、個人の町民税の非課税の範囲。こちらは、第1項第2号で、障がい者、未成年者、寡婦の前年の合計所得金額を、現行の125万円から10万円引き上げ、135万円以下とし、非課税の範囲を拡大するものでございます。

次の第2項では、現行の控除対象配偶者の定義を見直し、同一生計配偶者とする事、また現行では、前年の合計所得金額が28万円にその者の配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者について、均等割を課さないこととしておりますが、こちらにもさらに10万円を加算した金額以下ということで、非課税の範囲を拡大する改正となっております。

続いて3ページをお願いいたします。

第26条の3、所得控除について。地方税法の改正に基づき、個人の基礎控除額を現行の33万円から43万円に見直した上で、所得要件を創設するものでございます。その所得要件は、前年の合計所得額が2,500万円以下である者についてのみ基礎控除を適用することとしており、さらに所得に応じて段階的に基礎控除を低減、消失する仕組みとしております。

続いて第26条の7、調整控除の課税標準について御説明いたします。こちらにつきましても、第1項で、納税義務者の前年の合計所得金額が2,500万円以下の者について調整控除を適用するという所得要件を創設するものでございます。ほかは字句の改正でございます。

次の4ページ下のほうでございますが、第28条の2、町民税の申告。こちらにつきましては、第1項で年金所得者に係る配偶者特別控除の申告の要件の見直しを規定しております。その他、下の第2項から次の7ページにおけます第9項においては、字句の改正でございます。

続いて9ページのほうをごらんください。

第32条の6、法人の町民税の申告納付についてでございます。こちらにも上位法の改正に伴うもので、第2項及び第3項では、租税特別措置法の一定の規定の適用を受ける場合には、その申告すべき法人税割額から控除するという規定を追加しております。また、それに伴う条項のずれを改正しております。

続いて12ページの下の方ですけれども、第10項から次の13ページの第12項におきましては、地方税に係る電子化を推進しております。その推進を図るために、資本金額1

億円以上の大法人について、国税と同様に電子申告の義務化を追加規定するものでございます。

続いて、次の下の第34条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について。こちらは、15ページの右のほうにあります現行の第2項を第4項として、そして戻っていただいて、新たに前ページの第2項から第3項、そして第5項、第6項を追加し、納期限の延長の場合の延滞金について、読みかえ規定を定めるものでございます。

こちらは、法人税の申告をした後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合、その延滞金について、延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算する旨を定めたものでございます。それぞれの申告内容により、延滞金について、期間の規定を追加しておるものでございます。

続きまして16ページの下のほうをお願いいたします。

こちらの第74条からずっと第80条までは、地方税法に合わせたたばこ税の改正となっております。

初めに第74条、製造たばこの区分。こちらは、近年の加熱式たばこの普及により、製造たばこの区分を新たに創設するものです。こちらに掲げてございます第1号から第3号のたばこについて、製造たばこの区分として規定しております。

続いて第75条の2、製造たばことみなす場合についてでございます。加熱式たばこについては、近年、販売量が急速に増加しております。加熱式たばこは、パイプ式たばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていましたが、現行の課税方式では、加熱により蒸気となる溶液の重量がその税額計算に反映されていないため、商品によって税制上の取り扱いが異なっており、税負担が軽くなってまいりました。よって、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間で統一するため、その部分についても製造たばことみなす規定を新たに追加するものでございます。

続いて18ページの第76条、たばこ税の課税標準。こちらの第1項と第2項は、前条の改正に伴う字句の改正でございます。

また、20ページになりますが、右の現行の第3項を第4項に、その下の第4項を第6項に繰り下げた上で、前に戻っていただいて18ページの下第3項以降につきまして、加熱式たばこに係る換算方法の見直しをしております。紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、重量をもって紙巻きたばこの本数に換算することとなっておりますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法については、重量と価格、それを紙巻きたばこの本数に換算する方式と変更し、新たにその方法について定めるものでございます。この改正につきましては、終わりのほうの43ページ以降の第2条による改正から第5条による改正の中で、段階的に実施する旨の規定を定めております。後ほど御説明させていただきます。

次に21ページをお願いいたします。

下のほうでございます。第77条、たばこ税の税率について。こちらもたばこ税の税率を見直し、現行の1,000本につき5,262円を1,000本で5,692円にするものです。1,000本当たり430円の値上げとなっております。この改正につきましても、終わりのほうの45ページ以降の第3条による改正から第5条による改正で、たばこ税を段階的に引き上げる旨の規定を定めております。こちらにつきましても、後ほど説明させていただきます。続いて、附則について説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

真ん中のほうでございます。附則第4条の5、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について。所得割の非課税の範囲について、現行では前年の合計所得金額が35万円にその者の配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下としておりますが、さらに10万円を加算した金額以下とし、非課税の限度額の引き上げをする改正となっております。

続きまして、その下の附則の第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございます。

次の26ページから順にごらんください。

今回、法改正にあわせて削除、また新設するもので、わがまち特例で課税標準の軽減割合を定める規定でございます。課税標準について、市町の現場において一定の幅を持って定めることができるという特例でございます。参酌基準による場合も、課税標準の特例割合を市町村の条例で定める必要があり、それぞれ規定しております。

現行の第3項の規定を削除し、第4項から第6項を1項ずつ繰り上げております。そして新たに、第6項では水力発電施設、第7項では地熱発電施設、第8項ではバイオマス発電施設、これは上位法にうたってあるものですが、これのうち一定の規模以上の施設についての軽減割合を3分の2にするという規定を追加しております。次の第9項では太陽光発電施設、第10項では風力発電施設、これはこれの一定の規模未満の施設についての軽減割合を4分の3とする規定を追加しております。そして第16項で、生産性向上特別措置法により、中小企業の設備投資促進のため、一定の設備投資について、償却資産に係る課税割合を3年間ゼロとする規定を追加するものでございます。そして、現行の第7項から第9項と第12項の規定については、上位法の改正による項ずれ等による改正となっております。

続いて27ページの下のほうをお願いします。

附則の第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について。こちらの第3項から順にずうっとめくっていただきまして、31ページの真ん中の第11項までにつきましても、上位法の改正による条項のずれによる改正でございます。そして、下のほうの第12項で、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の軽減の適用を受ける場合の申告についてを追加規定するものでございます。

続いて32ページ下のほうから次のページをお願いします。

第10条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義。こちらにつきましては、この法則以降に使用する用語の説明の条項でございます。

続いて第10条の2、31年度または平成32年度における土地の価格の特例についてでございます。こちらは、土地の下落修正に関する特例で、現行の制度の平成28年度または平成29年度を平成31年度または平成32年度に延長するものでございます。

次に34ページをごらんください。

第11条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の減額について御説明いたします。宅地につきましては、負担水準の区分において、税負担の調整がなされております。その現行の適用期限を3年間延長するもので、平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から32年度に特例の延長をするものでございます。

続いて37ページの第12条、こちらの農地につきましても同じような趣旨の改正でございます。

次に、その下の第12条の3、住宅用地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の減額について。こちらにつきましても、現行の制度の平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から平成32年度に適用を延長するものでございます。

続いて41ページをごらんください。

特別土地保有税の課税の特例についてでございます。こちらも現行の適用期限を平成30年度から平成32年度に3年間延長をするものでございます。

次に43ページのほうでございますが、こちらは第2条による改正でございます。こちらの第2条による改正から最終ページの54ページの第6条による改正につきましては、たばこ税の改正となっておりますので、順に説明させていただきます。

初めに43ページの改正ですが、先ほど第1条による改正でも御説明させていただきましたが、この初めの第76条第3項のたばこ税の課税標準の規定についてでございます。この規定は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について規定しており、今回の改正により急激な税負担の影響に配慮するため、5年間かけて段階的に移行するための規定でございます。この第2条による改正、そして次の第3条による改正、第4条による改正、第5条による改正の中で、それぞれこの第76条第3項において課税標準の改正を順番に段階的に上げておる改正でございます。

続いて46ページをごらんください。

下の第77条、たばこ税の税率について。こちらも、先ほど申しましたように、急激な税負担の影響に配慮するため、税率について3年間で段階的に税額を引き上げるという

規定でございます。この第3条による改正と次の48ページの第4条による改正の中の第77条で、それぞれ税率を1,000本につき430円ずつ引き上げる改正をしております。

次に52ページをお願いいたします。

こちらは、平成27年度の改正において講じた紙巻きたばこ3級品の特例税率に係る経過措置についてを改正するものでございます。附則の第5条第2項第3号で、現行では平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間を延長しまして、平成31年9月30日までに期間を延長しております。こちらは、平成31年4月1日から税率の引き上げをすることとしておりましたが、今回の改正にあわせ、10月1日から実施することとする規定でございます。

また、次の53ページの下の方の第13項において、手持ち品課税につきましても、現行では平成31年4月1日としておりました時期を平成31年10月1日の税率引き上げ時に実施することとし、手持ち品課税に係る税率も、下の54ページですけれども、1,000本につき1,262円から1,000本につき1,692円とし、あわせて引き上げを行うものでございます。

続いて、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の13ページ下の方をごらんください。

附則でございます。

附則の施行期日について、第1条、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとあります。ただし書きにつきましては、第1号の記載事項につきましては平成30年10月1日、次のページの第2号の記載事項につきましては平成31年1月1日、また第4号、第6号、そして第8号、第9号におきましては、いずれもたばこ税の段階的な見直し規定でございますので、それぞれ毎年10月1日の施行日と規定しております。第4号につきましては31年10月1日、第6号につきましては32年10月1日、第8号は33年10月1日、第9号は34年10月1日としております。上の第5号の記載事項につきましては32年4月1日、第7号の個人町民税に係る記載事項につきましては33年1月1日、そして最後の第10号の記載事項につきましては、生産性向上特別措置法の施行の日からを施行日として、それぞれ規定しております。

次の第2条から20ページの第11条につきましては、その各税目に関する経過措置についての取り決めが記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この条例改正は、非常にこれを読んでおっても理解が難しい。今、説明を受けて、そういうことかというところも若干はありますけれども、全体的に見て全く内容がわからないというのが実態であります。

今、最後のところで、この施行期日が4月1日というのはほんの一部であって、ほとんどといいますか多くが4月1日以降、10月とか、あるいは翌年とかというようなふうになっておるわけですが、このようなものを、なぜ今、短時間の審議で決めなければならないのか。今、専決処分する目的がよくわからない。

4月1日からこの町民に対して負担をお願いするというものについては、専決処分はやむを得ないものと思いますけれども、そうでないものは専決処分する必要はないんじゃないかと。今、最後に十分な審議をお願いしますというふうに言われましたけれども、本当に審議してもらおうという気があれば、わずかな時間でこれだけのものを審議するということは不可能であります。議会は何も知らなくてもいいというふうな考えなのかどうか、そのこのところを、専決処分した目的、その議会というものの必要性、それについてどういうふうにご考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

その上で、個々の問題については若干お伺いしたいことがありますけれども、今回のこの条例改正によって町民の負担というのはふえるのかどうか、町の税収はふえるのかどうかということ、その辺のところを、町民に対してどういう影響を及ぼすのか、町の財政にとってどういう影響があるのか、こういったことをお示し願いたいというふうに思います。

それと、個々の問題に行きますけれども、これを読んでおってもなかなか理解できませんので、質問自体がちょっとピント外れになるかもしれませんが、私の読んだ限りで疑問についてお伺いしたいと思います。

3ページの、前年の合計所得金額が2,500万円以下である納税義務者についてはというふうに、この2,500万円というのが追加されましたけれども、この合計所得金額の中には、例えば退職金、2,500万円というのと、退職金で1,000万円とか2,000万ももらえる人もあると思いますけれども、そういう退職金、あるいは土地を売って、その譲渡所得、こういったものがあると思いますけれども、そういう人は、2,500万円以下である人は控除されるというふうに新たにこれが追加されると思ったんですが、この総所得金額に退職金や、あるいは土地譲渡所得などがあつたとして、2,500万円以上の所得があつた人は、従来と比べて税金がどうなるのか。多くなるのか、少なくなるのか。具体的にちょっと知りたいということで、教えていただきたいと思います。

それから、その次の5ページのところで、配偶者特別控除額、所得税法第2条第1項第33号に規定する者を除くとなっていますけれども、これは、今まではそれがなかった

わけですが、これを除くことによって町民の税負担がふえるのか、減るのか、どうか。プラスになるのか、マイナスになるのかということをおおつと、直接町民に対してどういふ影響があるのかということをお伺いしたいというふうにおおいます。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

先ほどの森島議員さんからの御質問でございますけれども、こんな大量なものを専決処分するというおの御質問、あと3ページの所得控除とかの2,500万円以下であるというおの御質問、それから5ページの所得税法第2条というところの御質問があったかとおおいます。

まず、専決処分をさせていただいたということで、今回の条例改正につきましては、もとなる上位法の地方税法の改正に基づく改正でございます。平成30年度税制改正におきまして、そこでこの改正に関するものを全体として十分議論がなされ、平成30年3月31日交付、平成30年4月1日に施行されたものでございます。

当町におきましても、全体を通して町民の方にとって負担軽減の拡大となる改正が主なものであり、改正事項等を十分議論をいたしまして、それに合わせた施行日での改正を行ったものでございます。

施行日につきましては、先のもも含め、全て関連性がございましてということで、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから3ページの所得控除、基礎控除が33万円が43万円に拡大されるんですけども、その2,500万以上の所得の方については、その適用がされないということで、この2,500万円というおの所得についてが、不動産を売られたりとか退職金が含まれるのかという御質問だったと思うんですけども、それも含めまして合計所得金額が決められますので、その分も含むということでございます。

ちなみに、今、29年中の所得はまだ確定しておりませんが、28年中の所得の中で2,500万以上の所得のある方については7人ございまして、基礎控除は33万円で計算しておりましたので、例えばその7人がふえることによって、二十数万円増税ということで、町の収入がふえるということになるかとおおいます。

それから5ページですけども、所得税法第2条第1項第33号のように規定する者を除いた者が申告をしなければいけないということで、つけ加えたという規定になります。こちらは、源泉控除対象配偶者ということで、900万円以下の配偶者で生計を一にしている方について、合計所得金額が85万円以下の者については、その申告をしなくてもいいよということで規定しております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回のこの改正というのが、国の法律改正によって、それに従ってやられているということですが、国のほうが行った法改正のそもそもの、なぜこの改正をやったのかと。どういう国のほうが方針で、今回、このような改正を行うことにしたのかといったところが、ちょっとよくわからないわけでありまして。

それと、今、この説明をされたように、町民にとって有利になる方もあるし、それから増税になる方もあるというふうに思うわけですが、そういったことが、我々が理解するためには、もっと詳しい説明をしてほしい。わずかこの数十分の審議だけでこういったことを決めてしまうというのは、いかがなものかというふうに思うわけですが、そういったもっとわかりやすい、一般町民でもわかるような、こういう場合には増税になりますよ、こういう場合は減税になりますよといったような、そういう資料というものを出して町民にアピールするようなことはどうかと思うんですが、そのような考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

今回の改正におきましては、地方税法によるもので、個人の町民税に係る軽減、例えば低所得者については非課税範囲を拡大しておりますし、固定資産税については減額規定とかを適用拡大をしております。この改正は、住民の方にとっては低所得者の税負担の軽減となる部分が多くなっております。高額所得者については、多少増税となる部分もありますけれども、そういう部分で、全体を通して住民の方にとっては税負担が軽減となるという改正でございます。

この改正において、一般町民にもうちょっとわかりやすくアピールするという方法は考えていないのかという御質問でございますが、できるだけ何かしらそういった手法で伝える機会がありましたら、そのように説明のほうをさせていただく機会があればと思っております。以上でございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第23号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これだけの膨大なものを賛成か反対かと言われても、本当にこの町民にとってプラスが多いのかマイナスが多いのか、町の財政にとってプラスになるのかマイナスになるのか、これすらも判断できません。そして、これも先ほど言いましたけれども、これは一連のものだと言われますけれども、施行期日というのは4月1日のものばかりではない。こういったことを専決処分するというのは、議会を軽視しているというふうに言わざるを得ない。もっとこの町民にわかりやすく、そしてそのためにも議会にももっと十分な説明をすることが必要だと。それを抜きにしてこの専決処分をやられたというのは、私は納得できない。

この個々の内容がどうかということについては、判断しにくいところですが、そもそも膨大な内容のものを問答無用で強行採決するというのは、私はそのやり方に対して反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第24号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の23ページをお開きください。

議第24号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成30年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成30年5月11日提出、輪之内町長。

次の24ページが専決処分書でございます。

では、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、国民健康保険税の被保険者の負担を配慮し、軽減措置の適用対象拡大をするための改正でございます。

今回改正いたしますのは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、及び5割軽減、2割軽減に係る判定所得の算定方法についての改正でございます。

それでは、新旧対照表で改正部分につきまして御説明させていただきます。

新旧対照表の55ページをお願いいたします。

第2条、課税額についての規定のうち、第2項の基礎課税額における限度額を現行の54万円から58万円へと引き上げるものでございます。

第3項と第4項の後期高齢者支援金等課税額及び介護支援金等課税額につきましては、現行のとおりでございます。

続いて第23条、国民健康保険税の減額についての規定でございます。下の第2号は、5割軽減についての規定で、次のページですけれども、現行では33万円プラス27万円掛ける被保険者数の額を超えない所得の世帯が該当しております。この27万円を27万5,000円に変更し、拡大をするものでございます。次の第3号は、2割軽減についての規定で、現行では33万円プラス49万円掛ける被保険者数の額を超えない所得の世帯が該当しています。この49万円を50万円に変更するものであります。いずれも軽減規定を拡大するものでございます。

次の第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告については、字句等の改正になっております。

議案書に戻っていただきまして、議案書の25ページをお願いいたします。

附則を御説明いたします。

第1条、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するものとし、第2条の適用区分につきましては、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によると定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは高額所得者に対する税率の改正だというふうに思うわけですが、高額というのはちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、これの対象になる人数というのはどのくらいおられるかということをお伺いしたいと思います。

それと、全体的に国保財政にとってどのくらいプラスになるのかといったこともお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

この限度額が上がることによりまして、54万円から58万円に上がるということですが、今の時点では、29年度は該当者は41人いらっしゃいまして、税収としては約160万円ほど増加すると見込んでおります。以上です。

○9番（森島正司君）

そのほかのところは。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

済みません、軽減のほうでございますでしょうか。

○9番（森島正司君）

はい。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

軽減につきましては、現在のところ、5割軽減が178世帯、2割軽減が176世帯となっております。

この軽減判定に係る税額につきましては、世帯がふえるということ、27万円から27万5,000円になることによって、若干ですが、ちょっと幾らということまでは、まだ試算はちょっとわかりませんが、若干この軽減世帯がふえるということで、税収は減るというふうに見込んでおります。以上でございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第24号についての討論を行います。
討論ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。
これから議第24号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第24号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。
次期議会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。
平成30年第1回臨時輪之内町議会を閉会します。
本日は大変御苦勞さまでございました。

(午前11時48分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年5月11日

輪之内町議会 議長 田中政治

新議長 田中政治

副議長 高橋愛子

署名議員 上野賢二

署名議員 森島光明